

2026年6月10日 全7頁

なぜ、デジタル人民元は「デジタル預金通貨」へ移行したのか

制度変更が示唆する中央銀行デジタル通貨の課題と中国の現実解

経済調査部 AI アナリティックリサーチ室 研究員 中田 理恵

[要約]

- 中国は 2026 年初頭よりデジタル人民元の位置づけを「現金のデジタル版」から「デジタル預金通貨」へと変更することを明らかにした。
- 今回の制度変更の狙いは、(1) 商業銀行にデジタル人民元の普及活動の積極化を促すこと、(2) 利用者に対して利息付与というメリットを提供すること、を通じてデジタル人民元の普及を本格化させたい思惑があると見受けられる。
- デジタル人民元の導入目的の一つに少数の民間企業による寡占状態にあるスマートフォン（スマホ）決済市場の公平性・効率性向上があったが、5年超の実証実験を経て、デジタル人民元の個人利用は限定的であった。このため、中国当局は、民間スマホ決済が広く普及する環境下では、利息付与のない中央銀行デジタル通貨（CBDC）の普及は困難、との結論に至った可能性が高い。
- 今回の中国の動きは、民間スマホ決済が既に広く浸透した市場において、新たなデジタル通貨を普及させるには、事業者と利用者双方のインセンティブを考慮した制度設計が求められることを示した。我が国がデジタル通貨及び次世代金融サービスのあり方を検討する上でも重要な先行事例だといえよう。

はじめに

中国は2026年初からデジタル人民元に関する抜本的な制度変更を行った。その内容は従来現金のデジタル版として開発してきたデジタル人民元の位置づけを「デジタル預金通貨」として商業銀行の負債に変更するものである。目下、米国では暗号資産の規制枠組みを構築するCLARITY法案の審議においてステーブルコインの利回りに関する規定が最大の争点となっており、欧州はユーロ版の中央銀行デジタル通貨（CBDC）であるデジタルユーロ創設に向けて2026年中に規則の採択を目指している。主要国の中でも早期にCBDCの研究を行い、大規模な実証実験の実績もある中国が、リテール決済領域におけるCBDCのあり方を「現金のデジタル版」から利息を付与できる「預金」へと移行させたことは、利息が付かないCBDCを普及させることの困難さを示唆しているのではないだろうか。そこで本稿では、制度変更の内容及びその狙いと示唆を整理する。

デジタル人民元の利用状況と制度変更の目的

中国人民銀行は2025年末に「デジタル人民元の管理・サービス体系及び関連金融インフラを一層強化する行動方案」（翻訳は大和総研。以下、「行動方案」）を公表¹し、2026年1月1日以降に実施されるデジタル人民元の制度変更について明らかにした。デジタル人民元の位置づけは中央銀行の負債、つまり現金通貨と同等の存在から、商業銀行の負債である預金へと変更される。

中国人民銀行は「行動方案」に関する解説の中で、制度変更が互いに受け入れ可能なインセンティブの枠組みを形成するとしている。商業銀行はデジタル人民元を個人へと流通させる役割を担ってきたが、これまでのデジタル人民元は銀行側にとって普及促進へのインセンティブに欠けた仕組みとなっていた。銀行はウォレット上での預かり残高が増えても貸出等に活用することができず、加えて預金からデジタル人民元に変更されることで預金が流出するリスクも抱えていた。また、利用者側にとってもデジタル人民元を利用するメリットは限定的であった。中国で既に広く普及しているAlipayやWeChat Payなどの民間スマートフォン（スマホ）決済アプリでは資金運用サービスも提供されている。このため、利息の付かないデジタル人民元をあえて選ぶ動機に乏しかった。こうした中、中国当局は今回の制度変更によって商業銀行にデジタル人民元の普及活動の積極化を促し、同時に利用者に対して利息付与というメリットを提供することでデジタル人民元の普及を本格化させたい思惑があると見受けられる。

実際、デジタル人民元の口座開設は進んだ一方で、個人の消費決済ではあまり使われなかった可能性が高い。このことは、中国全土のデータと江蘇省のデータを突き合わせると見えてくる。

¹ 中共蘇州市委金融委員会辦公室「[央行出臺《關於進一步加強數字人民幣管理服務體系和相關金融基礎設施建設的行動方案》](#)」、2025年12月30日

まず「行動方案」によると、2025年11月末時点で中国全体における個人のデジタル人民元ウォレットの開設数は2.3億個、累計取引金額は16.7兆元に達している。しかし、このうち個人の消費決済に利用された金額は公表されていない。そこで参考になるのが江蘇省のデータである。江蘇省はデジタル人民元の先行実験地域の一つであり、中国人民銀行²によると2025年末までの江蘇省のウォレット開設数は7,805万個、累計取引金額は15兆元と全国（16.7兆元）の大部分を占める³。

その江蘇省では、個人の消費決済は1,769億元と、累計取引金額（15兆元）に占める割合は約1.2%にとどまる。したがって、同省における累計取引金額の約99%は、企業間取引や公務員の給与の支払い、銀行貸出等といった個人の消費決済として計上されていない取引である。さらに江蘇省において1ウォレットあたりで平均した利用実験開始以来の個人の累計消費決済額は2,266元（1元=23円換算で約5万2,000円程度）にすぎない。取引金額の大半を占める江蘇省でこの水準にとどまっていることを踏まえると、全国的にもデジタル人民元の個人消費利用は十分に進んでいなかったと考えられる。

デジタル人民元制度変更の概要

図表1は旧制度と新制度におけるデジタル人民元発行・流通の仕組みと制度上の取り扱いの違いを示したものである。

旧制度下では、中国人民銀行がデジタル人民元の発行元となり、商業銀行等が流通における仲介機関の役割を担っていた。デジタル人民元を取得したい個人は、スマートフォン等に専用のアプリをインストールしてデジタルウォレットを開設し、中国人民銀行が指定するいくつかの仲介機関の中からいずれかを選択のうえ、現金または預金口座から入金していた。仲介機関は個人から受け取った現預金の全額を中国人民銀行に納め、代わりに同額のデジタル人民元を個人のウォレットに付与していた。

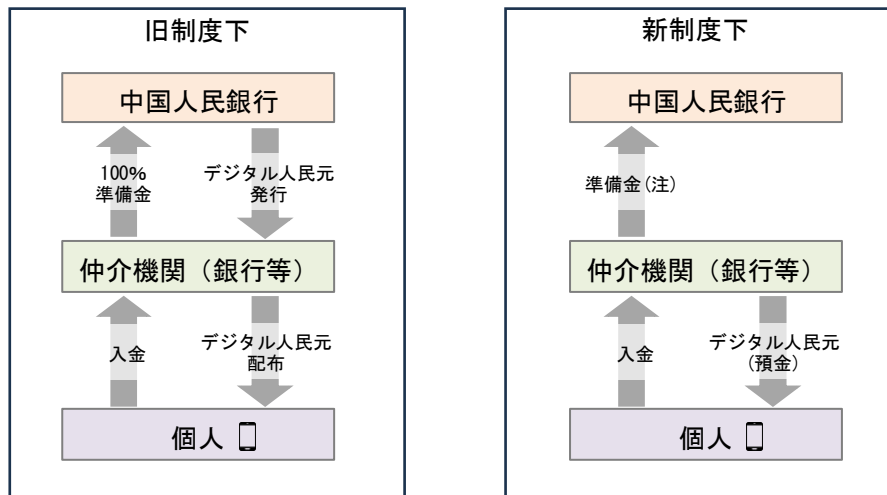
新制度下においても、商業銀行からデジタル人民元を配布するという仕組み自体には変化はない。しかし、デジタル人民元の位置づけが預金に変わることによって、仲介機関となる銀行が人民銀行に預ける準備金は全額ではなく預金準備率に従い算出された金額のみとなる⁴。この変更により銀行は受け入れたデジタル人民元を預金と同等に扱うことができるため、信用創造に活用できる。また、デジタル人民元の利用者は残高が預金として扱われることにより、利息の獲得や預金保険の適用が受けられることとなる（※利息は実名登録ウォレット、預金保険は銀行が提供するデジタル人民元に限る）。

² 中国人民銀行江蘇省分行「[堅定贯彻落实支持性的货币政策立场 奋力书写“十四五”高质量发展江苏金融答卷](#)」、2026年1月23日

³ 全国と江蘇省のデータは1カ月収録期間がずれている点には留意する必要がある。

⁴ なお、仲介機関は基本的に銀行が想定されているが、仲介機関が銀行でない場合は引き続き100%の準備金が必要となる。

図表1 デジタル人民元発行の仕組みと制度の新旧比較



	旧制度	新制度
位置付け	デジタル版現金	デジタル預金通貨
債務主体	中央銀行（中国人民銀行）	商業銀行
利息付与	なし	実名登録済みウォレット：あり 匿名ウォレット：なし
預金保険	預金ではないため対象外	銀行が運営主体：保険対象 銀行以外の運営主体：対象外
準備金	100%準備金	銀行が運営主体：預金準備率に従う 銀行以外の運営主体：100%準備金

(注) デジタル人民元は執筆時点においても正式発行前のため最終決定された制度内容でない点に留意されたい。

(出所) 中国人民銀行各種資料より大和総研作成

既存決済手段とデジタル人民元の比較

では、既存の決済手段と新旧制度下におけるデジタル人民元を、(1)信用リスク、(2)保有メリット、(3)利便性、の観点から比較する（次ページ図表2）。

まず信用リスクの観点からみると、新たなデジタル人民元は中央銀行債務でなくなるため、債務としての信用リスクはやや上昇する。しかしながら預金として銀行預金保険制度の対象となるため信用リスクは既存の民間スマホ決済と同等またはそれ以下であると評価できよう。

保有メリットについては、既存の民間スマホ決済は外部の運用サービスと連携する機能がある一方、旧制度下のデジタル人民元は利息が付かず「保有しても金銭的メリットが乏しい」という欠点があった。新制度下のデジタル人民元は利息付与を行うことで保有メリットの向上を図っている。

利便性の点では、デジタル人民元はオフライン決済機能や制御可能な匿名性といった特徴を

付与している。しかしながら、現時点での普及度合いの低さを踏まえると、既存の民間スマホ決済よりも利便性は劣る印象を受ける。この理由は、決済手段の選択においては、機能面のみならず「相手方も同一手段を利用可能であるか」が極めて重要であり、広く普及したサービスであるほどその利便性が高まるネットワーク効果が働くためである。これは同時にデジタル人民元のような新たな決済手段にとっては参入障壁となる。

図表 2 新旧デジタル人民元と既存決済手段との比較

	旧デジタル人民元	新デジタル人民元	現金通貨	銀行預金	第三者決済 (民間スマホ決済等)
債務主体	中国人民銀行	商業銀行	中国人民銀行	商業銀行	民間決済企業
法定通貨	○	×	○	×	×
実物/デジタル	デジタル	デジタル	実物	デジタル	デジタル
利息	×	○	×	○	△ (運用サービスあり)
利用者保護	—	預金保険 (又は100%準備金)	—	預金保険	100%準備金
匿名性	中程度 ^(注3)	中程度 ^(注3)	高い	低い	低い
オフライン決済	○	○	○	×	△

(注1) 2026年5月末時点の情報に基づく。○：対応あり、×：対応なし、△：限定的対応、—：対象外または該当なしを表す。大和総研の判断による項目もある点については留意されたい。

(注2) 第三者決済とは、独立機関が銀行と契約して提供する決済支援サービスを指す。Alipay や WeChat Pay 等の民間スマホ決済が含まれる。

(注3) 当局は、デジタル人民元に「制御可能な匿名性」を与えるとしている。具体案として、「支払者の情報が支払先企業に対して匿名化される」機能や「一定限度額までは匿名の状態デジタルウォレットの利用を可能にする」機能等を実装する構想が示されている。

(出所) 中国人民銀行、各種資料より大和総研作成

なお、普及率の低さから生じる利便性の課題については当局による政策的な対応が講じられている。具体的には異なる決済業者間のQRコードの相互接続の推奨と、複数の決済アプリで共通して利用可能な統一規格のQRコードの普及促進である。前者は異なる決済サービス間での取引を可能にするものである。後者は店舗側の対応を簡素化するとともに、利用者の選択肢を広げるものである。従来、店舗は決済サービスごとに異なるQRコードを提示する必要があり、利用者は店舗が対応する決済サービスしか選択できなかった。こうした中で、統一規格のQRコードが導入されれば、店舗は単一のQRコードを提示するだけで済み、利用者は自身で利用する決済サービスを選択して支払いできる。

制度変更が示す CBDC の課題とデジタル人民元の本格始動の兆し

今回のデジタル人民元の制度変更は二つのことを示唆している。一つ目は信用リスクが低く、広く普及した決済手段が既に存在する場合、CBDC のような利息がつかない決済手段の普及は困難だということである。

CBDC は中央銀行が直接的に価値を保証しているため、現金と同じく、銀行預金や民間スマホ決済よりも信用リスクが低い。各国の議論においては銀行預金等から信用リスクの低いCBDCに資金が流出してしまうリスクが指摘されてきたものの、中国の実証実験地域においてはデジタル人民元への移行は限定的であった。現状、Alipay、WeChat Pay などの決済アプリの運営企業は、残高の100%を準備金として積み立てており⁵、利用者側はこれらのサービスの信用リスクを十分に低いと認識していた可能性が高い。平時において信用リスクのみを理由にCBDCを選択する動機が乏しいことが、デジタル人民元で改めて実証されたといえよう。

米国では今まさにステーブルコインに利回りの提供を規制上認めるか否かが議論されている。5年超にわたるデジタル人民元の利用実験を行った中国が利息付与へと舵を切った事実を踏まえると、金銭的メリットの有無は銀行預金からのステーブルコインへの資金移転が起きるか、日常の決済手段に浸透するか否かを大きく左右する可能性が高い。

二つ目は、中国当局が技術検証の段階を終えて、本格的なデジタル人民元の普及に向けた制度・環境整備に移行したということである。

2020年に初回の大規模実証実験が行われて以降、5年超にわたり限定された地域内でのデジタル人民元の試験利用が行われてきた。決済における公共インフラとして提供を目指す以上、正式導入後の失敗が許されず、慎重な検証を繰り返す必要があったためであろう。今回の制度変更及びQRコードの相互接続により、銀行側の動機不足、利用者側の金銭的メリットの不足、民間スマホ決済アプリの高い普及率、QRコードの互換性欠如による新規参入障壁といった課題への対応が進んだ。今後、中国当局は本格的な普及活動に乗り出す可能性が高い。

もっとも、先に述べた通り、新制度下においても現時点では利用者が既存の民間スマホ決済からデジタル人民元へ乗り換えるだけの明確な利点があるとは言い難い。これまでの試験利用地域と同様に、給与支払いを通じた資金供給の拡大や各種キャンペーンによる利用促進が、今後はより広範囲・大規模に実施されていくのではないだろうか。

2021年に中国人民銀行が公表したデジタル人民元白書⁶には、導入目的の一つに支払いシステムにおける公平性・効率性・安全性向上が挙げられていた。中国当局はデジタル人民元の導入を通じて決済市場の寡占状態を是正するとともに、事業者間の競争を促進することで技術革新やサービスの高度化の進展を期待していると考えられる。当局の狙い通りデジタル人民元が寡占状態を崩すとすれば、民間決済業者や銀行がシェア獲得のための新たな技術・サービスを

⁵ 中国人民銀行「[非銀行支付机构客户备付金存管办法](#)」（中国人民銀行令〔2021〕第1号）、2021年1月19日施行

⁶ 中国人民银行数字人民币研发工作组『[中国数字人民币的研发进展白皮书](#)』（2021年7月）

競って生み出すことも期待できる。中国における制度変更後の展開は我が国においてもデジタル通貨及び次世代金融サービスのあり方を検討する上で重要な先行事例となろう。